

(様式第2号)

令和2年度第1回 芦屋市景観認定審査会 会議要旨

日時	令和2年 4月23日(木) 午前9時30分～午後0時20分
場所	東館3階 中会議室
出席者	会長 山下 淳 委員 嘉名 光市, 前田 由利, 角松 生史 事務局 白井都市計画課課長, 岡本都市計画課まちづくり係長, 畑都市計画課主査, 桑原都市計画課課員
事務局	都市建設部都市計画課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者4人中4人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 会議を公開することにより, 当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められるため及び審議の内容に個人情報等が含まれるため。
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 開 会

(2) 議 事

ア 景観地区内における大規模建築物等の計画の認定審査について

(ア) 共同住宅(大東町37番2外)

(イ) 共同住宅(大原町196番1外)

(ウ) 駅舎(船戸町1119番1外)

イ 景観地区内における建築物等の認定状況について

ウ その他

(3) 閉 会

2 審議経過

(1) 景観地区内における大規模建築物等の計画の認定審査について

ア 共同住宅(大東町37番2外)

上記計画に係る景観アドバイザー会議での協議の結果及び景観配慮方針について事務局より説明を行い, 審議を行った。

〔決議事項〕

審査する図面に不整合があるため, 保留とする。

イ 共同住宅(大原町196番1外)

上記計画に係る景観アドバイザー会議での協議の結果及び景観配慮方針について事務局より説明を行い, 審議を行った。

〔決議事項〕

認定してよいと判断します。

ウ 駅舎(船戸町1119番1外)

上記計画に係る景観アドバイザー会議での協議の結果及び景観配慮方針について事務局より説明を行い, 審議を行った。

〔決議事項〕

認定してよいと判断します。なお、下記付帯意見について配慮されるよう求めます。

〔付帯意見〕

本計画は JR 芦屋駅南地区第二種市街地再開発事業において計画中の再開発ビル、ペDESTリアンデッキ及び交通広場に対して、景観上の一体性の観点から配慮を行うこと。

なお、市街地再開発事業など面的な開発事業であって事業関係者が多岐にわたる場合は、あらかじめ事業全体のコンセプトや指針を作成し、それらを事業関係者すべてが共有した上で、エリア全体の景観に対する配慮を行うことが求められる。そのために必要な体制を整えることを市に対して要望する。

(2) 景観地区内における建築物等の認定状況について

令和2年3月20日から令和2年4月22日までの認定状況について報告を行った。